7 郡 農 第 1 5 8 2 号 令 和 7 年 10 月 17 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡山市長 椎根 健雄

市町村名	福島県郡山市							
(市町村コード)	(07203)							
	田村地区							
地域名 (地域内農業集落名)	(守山、岩作、大供、細田、金沢、山中、大善寺、徳定、御代田、正直、下道渡、 上道渡、谷田川、田母神、糠塚、栃本、栃山神、川曲、下行合、上行合、金屋、 手代木、小川)							
協議の結果を取り	ましめた年日ロ	令和7年10月16日						
励識の相未を取り	まとめた平月ロ	(第4回)						

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

田村地区は、農業者の平均年齢69.15歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続 的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを 交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討して いく必要がある。

- ・小区画の農地が多く、農業用道路が荒れていることなどにより作業性が悪い。 また畦畔や法面の面積が大きいため除草作業の労力が多大である。
- ・地域で協力して取り組んでいるが、離農者も増加傾向にあり耕作放棄地が増えている。
- 用水不足により作付けできない田がある。
- ・ほ場が粘土質の場合もあることから、基盤整備を行うことや作業性の改善も含め、根本的な土壌改良 を行うことを検討する必要性がある。
- ・鳥獣被害(イノシシ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ、サル等)が増加している。 ・農業の生産コストが上昇しているが、農作物の価格が安いためモチベーションが上がらない。
- ・現状、用水の堀払いに人員が足りない状態であり、近い将来、農業をリタイヤしたい人が更に増加して いくことが想定され、規模拡大を希望する人が少なくなることによる用排水路等の維持していくことにつ いて強い不安がある。
- ・中山間地区の割合が多く、平地と比べて機械化や大規模化の対応が難しい。
- 気候変動に伴う農業害虫の被害が増加傾向にある。
- ・気候変動に伴う高温障害に対応出来うるよう、地域において、品種の選定や水稲の栽培方法も省力化 のため乾田直播も検討をはじめている。
- ・イチジクの生産拡大を進めているが、カミキリムシによる被害が不安である。
- ・近くに産地直売所がない。

【地域の基礎的データ】

農業者:926人(うち50歳代以下90人) ※農林業センサス2020より

団体経営体(法人・集落営農組織等) 16経営体

主な作物:水稲、露地野菜(ネギ、ニンジン、エダマメ、カブ、サヤインゲン)、施設野菜(キュウリ、トマト)、 果樹(イチジク、蜂屋柿)、葉タバコ、花き、畜産(肉用牛)、きのこ類等

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定新規就農者等地域内の後継者の積極的な育成を図ることや、機械の共同利用やリースなども積極的に検討していくこと及び地域内で法人が多く設立されている地区であるため今まで以上に情報等を連携できるようにすることなどにより後継者の安定した確保を図るとともに、担い手への農地集約化のため、農業を担う者への農地再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

また、地域の所得向上等の観点から、地域の話合いにより、ブランド化を図ることや6次化製品の開発等の当地区の特色を出す取組みを行うことを積極的に検討する。

なお、地区内に日本大学工学部があることから産学官連携を図ることや、農福連携に取り組んでいく事で、地域農業の活性化を図ることを地域の話合いによって進めていく。

- 集落により獣害被害の状況は異なるが、引き続き、電気柵を設置したり猟友会と連携を図っていく。
- ・様々な課題解決に向けて基盤整備事業が手段として有効性が高いと判断しており、 ある集落をモデル事業として先行して進め、田村地区全体で基盤整備を取組めるよう、 話合いにおいて地主等の地域の方にも理解を頂きながら検討・対応を進めていく。
- ・地域で取組む新規作物としてイチジクの規模拡大を図る。
- ・労働力解消に向けて、定期的な話合いにより地域外の方や異業種の方など様々な方にもご理解 及びご協力頂きつつ、労働力を確保しながら地域農業の活性化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	1,927 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,927 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

地域の農業を担う者に対して土壌条件等も考慮しながら農地の集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を進めるとともに、農作業の省力化を図る。

(2)農地中間管理機構の活用方針

地区内の農地所有者が離農するなどの場合には農地中間管理機構等を活用し、機構に貸付を進めていく。 また、農業を担う者が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地バンクの機能を活用して、 新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。

(3)基盤整備事業への取組方針

基盤整備未実施の地区は、借り手がなく農地の遊休化が進んでいるため、将来に向けてほ場整備等の取組みを検討していく。多面的機能支払組織も活用し、農道・用排水路等の維持管理等を継続していき、担い手が効率的な農作業を行っていける環境を整えていく。

なお、基盤整備実施の地区においても、排水性等の土壌改良を含め、再整備についても検討する必要がある。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

農地を次の世代に引き継げるよう、話合いの場を定期的に持ち、地区内の新規就農者・後継者・定年帰農者などの担い手等情報の共有を図るほか、担い手が確保ができた場合には、地域ぐるみで技術や機械などの支援を行っていく。集落内農業者だけでは農地の保全は難しいと判断した際には、集落外からの入作者について農業を担う者に加えていき、地域ぐるみでベテラン農業者を中心として技術などの支援を行うと同時に、農地に近い空家を提供・紹介することなどにより、地域として担い手確保・育成に努める。

また、農業用機械や施設等の導入、更新等の際には補助事業等を活用するとともに、機械の共同利用なども積極的に検討していく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農業支援サービス事業体等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

>	①鳥獣被害防止対策	>	②有機・減農薬・減肥料	>	③スマート農業		④畑地化·輸出等	>	⑤果樹等
\	⑥燃料•資源作物等	~	⑦保全•管理等	>	⑧農業用施設	7	⑨耕畜連携等	7	⑩その他

- ①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵等を設置に向け行政と連携し検討するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制構築を行うことや点検マップの作成を行い、遊休農地の解消に努める。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ③農作業の効率化等を図るため、地域内でスマート農業の取り組みについて検討していく。
- ⑤遊休農地解消を目的としてイチジクの生産を地区で支援していく。
- ⑥地域でライスレジン等を取り組むことについて検討を行い、地域内の農業所得の向上を図る。
- ⑦⑧既存の多面的機能支払組織等の活動を継続することにより、農道、用排水路等の維持管理を行い、地域共同で同一品目で面積拡大により産地形成を図る。また、ため池の改修や浚渫(しゅんせつ)等も併せて検討していく。
- ②⑨耕畜連携等(循環型農業)については、堆きゅう肥や廃菌床の活用も含め、地域内で積極的に検討を進めていく。

⑩災害等への対策について

近年多発している災害や、気候変動による農業生産への影響が大きくなっており、産地として持続的に営農活動が行えるよう関係機関と連携しながら対策を行っていく。

⑩目標地図を定期的に見直し、山際の農地は景観を良くする活動を行うことや山に戻すことも含め、地域内で積極的に検討を進めていく。